平成２６年（フ）第４１２号
広島県山県郡安芸太田町大字津浪1519番地１
破産者　河野フジ子（旧姓見谷）
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
熊本県阿蘇市永草1351番地１
破産者　山部　博子
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第４号
大分県中津市大字上池永698番地２
破産者　江渕貴代美
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７５号
広島市東区戸坂出江１丁目13番５―201号
破産者　入倉　行雄
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４７号
大阪市住吉区帝塚山西１丁目２番16号
破産者　吉村　重一
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０６号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番27号
破産者　筒井工業こと　筒井　　卓
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７５号
兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番29―107号、開始決定時兵庫県西宮市愛宕山18番45号
破産者　三浦歯科医院こと　三浦　幹雄
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７６号
兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番29―107号、開始決定時兵庫県西宮市愛宕山18番45号
破産者　三浦歯科医院こと　三浦　康宏
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４号
大阪府豊中市北条町４―11―11　カルム緑地503、住民票上の住所大阪市東住吉区中野４丁目16番22号
破産者　中野　　誠
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３号
奈良県橿原市葛本町530番地の７
破産者　成谷　文彦
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧437番地１
破産者　竹田　進一
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岩手県大船渡市末崎町字高清水73番地３
破産者　細川　輝勝
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第８７号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　738―401号、前住所神戸市垂水区小束山本町３丁目２番14号
破産者　邊見　桂一
１　決定年月日　平成26年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
北海道深川市北光町２丁目６番27号　カルムⅡ204
破産者　菊地ゆかり（旧姓丸山）
１　決定年月日　平成26年12月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６１号
神奈川県相模原市緑区中野1303番地４
破産者　服部慎太郎
１　決定年月日　平成26年12月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７７号
香川県小豆郡小豆島町吉田甲422番地29
破産者　戎　　清行
１　決定年月日　平成26年12月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２４号
大分市寺崎町２丁目５番27号　サンロイヤル寺崎302
破産者　立野　静夫
１　決定年月日　平成26年12月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係